

国民健康

〔低所得世帯の軽減額〕

所得が一定基準以下の世帯や加入者の所得によりそれぞれ保険税が7割、5割、2割（申請が必要）に軽減されます。〔表三〕

	軽減基準	世帯当たりの軽減額	一人当たりの軽減額
軽減率 7割	前年の世帯の所得が33万円以下の世帯	19,600円（医療分） 「前年度は、6割軽減 13,800円」	20,300円（医療分） 「前年度は、6割軽減 14,400円」 5,600円（介護分）
軽減率 5割	前年の世帯の所得が33万円に加入者1人（世帯主を除く）につき24万5千円を加算した額より少ない世帯	14,000円（医療分） 「前年度は、4割軽減 9,200円」	14,500円（医療分） 「前年度は、4割軽減 9,600円」 4,000円（介護分）
軽減率 2割	前年の世帯の所得が33万円に加入者1人につき35万円を加算した額より少ない世帯	5,600円（医療分）	5,800円（医療分） 1,600円（介護分）

〔3期分以降の保険税は…〕

平成12年度の税率によって本算定を行い、年税額を算出します。年税額から1期、2期の暫定税額を差し引いて、過不足を精算します。納めすぎの時は還付し、不足の時は、3期、4期、5期、6期に分けて納税することになります。

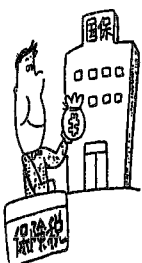
4月に納付書配布		8月に納付書配布			
1期 (4月)	2期 (6月)	3期 (8月)	4期 (10月)	5期 (12月)	6期 (2月)
暫定年税額 (前年度の年税額×2/6)		年税額（医療分・介護分）－暫定徴収税額			
12年度年税額					

お問合わせは、
税務課・住民税係 ☎ 38-3111（内線）127まで

国保を支える

保険税

大切な財源



鮎を誘い寄せ、あらかじめ飲み込まないようにしてある、手縄を首に巻いた鵜に鮎を取らせて、吐き出させます。
観光客は「観覧船」という屋形船に乗って酒をたしなみ、鮎料理に舌つづみをうちながら見物します。最近では、薬膳料理など、工夫されているようです。
鵜飼は川で行い、涼しさを感じる事ができますが、夏は川で遊ぶのに適した季節でもあります。しかし、それだけに川辺のキャンプは指定された所で行い、水量などに十分注意する必要があります。また、山岳事故も増える時期です。装備を十分準備し、登山計画書を家族や警察などに提出しておきましょう。

保険税

平成12年度

保険税の税率が決定されました

当町では、保険税の賦課割合をこれまで応益割（均等割・平等割）に対して、応能割（所得割・資産割）に税負担の比重が置かれておりましたが、被保険者として医療給付を受ける機会は、公平・平等であることから、保険税負担についても公平性を確保し、かつ国保財政全体の安定を図るため、応能・応益の原則に沿った「平準化」に取り組むことが必要となりました。

平成12年度の保険税率（医療分）〔表一〕は、平準化に沿っての税率を7月24日に開催された臨時町議会で決定されました。（保険税率（介護分）〔表二〕は、今年3月の定例町議会で決定した税率。）この平準化に取り組むことにより、低所得世帯への軽減割合が7割（前年度6割）、5割（前年度4割）そして2割軽減が新たに設けられ、軽減対象世帯及び軽減額が多くなり前年度保険税額より低くなる世帯もあります。

〔保険税と介護保険料を一緒に納入〕

平成12年4月より開始されました介護保険制度に伴い、介護保険第2号被保険者（40歳以上64歳までの人）で国民健康保険に加入されている皆さんからは、介護保険料として保険税（介護分）と保険税（医療分）とのそれぞれの税率により算出した額を合計し、今年度の保険税年額として納入していただくことになります。

〔表一〕平成12年度の保険税率（医療分）

	計 算 方 法
所得割	課税所得金額×7.90% (11年の所得－基礎控除) 「前年度は8.00%」
資産割	固定資産税×26.00% (12年度の土地・家屋分) 「前年度は28.00%」
均等割	加入者1人当たり 29,000円 「前年度は 24,000円」
平等割	1世帯当たり 28,000円 「前年度は 23,000円」
課税限度額	530,000円 「改正なし」

〔表二〕平成12年度の保険税率（介護分）

	計 算 方 法
所得割	課税所得金額×0.78% (11年の所得－基礎控除) (介護保険第2号被保険該当者のみ)
均等割	加入者1人当たり 8,000円 (介護保険第2号被保険該当者のみ)
課税限度額	70,000円

※ 介護保険第2号被保険該当者とは、年令40歳以上64歳までの者です。



鵜飼



おもしろうて やがてかなしき 鵜舟かな 芭蕉
この芭蕉の句は、華やかな鵜飼が終わって、かがり火が消えていく風情を詠んでいるのでしょうか。
昔、鵜使いは「献上鮎」のため、領主の手厚い保護を受けていました。鵜飼は、鵜使いがよく飼いならした鵜を使って川で鮎を取らせる漁法で、古くから各地で行われていました。しかし、現在は、観光用以外はほとんど見る事ができません。
有名な岐阜県長良川の鵜飼の期間は五月十一日から十月十五日までですが、俳句の季語として、「鵜飼」は夏となっています。
長良川では、鵜を扱う鵜匠が六人います。鵜舟は八隻で、一人の鵜匠が最大十二羽の鵜をあやつります。鵜匠は夜に漁を行い、かがり火をたいて